

相模原市監査委員公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告等を次のとおり公表する。

令和8年3月27日

相模原市監査委員 岩 本 晃

同 橋 本 慎 一

同 寺 田 弘 子

同 鈴 木 秀 成

## 第1 監査の概要

### 1 相模原市監査基準への準拠

この監査は、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)に準拠して実施した。

### 2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査、出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査

### 3 監査の実施日程

令和7年10月31日から令和8年3月26日まで

### 4 監査の対象

#### (1) 財政援助団体監査

##### ア 対象団体

公益財団法人相模原市産業振興財団(以下「産業振興財団」という。)

所管課 環境経済局経済部産業支援・雇用対策課

対象補助金 相模原市産業振興財団運営費補助金

##### イ 対象年度

令和6年度

#### (2) 出資団体監査

##### ア 対象団体

産業振興財団

所管課 産業支援・雇用対策課

##### イ 対象年度

令和6年度

#### (3) 公の施設の指定管理者監査

##### ア 対象団体

###### (ア) 産業振興財団

所管課 産業支援・雇用対策課

対象施設 相模原市立産業会館(以下「産業会館」という。)

(イ) 藤野やまなみ温泉運営共同事業体

所管課 緑区役所区政策課

対象施設 相模原市立藤野やまなみ温泉(以下「やまなみ温泉」という。)

イ 対象年度

令和6年度。ただし、必要に応じて当該年度以外に執行した事務についても対象とした。

## 5 対象団体の概要

別紙のとおり

## 第2 財政援助団体監査

### 1 監査の対象及び対象補助金の状況

産業振興財団及び産業支援・雇用対策課

対象補助金の状況(令和6年度)

相模原市産業振興財団運営費補助金 70,358,000円

### 2 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

区分	リスク	主な着眼点
対象団体	(1) 補助金等の申請及び報告が適正に行われぬリスク (2) 補助金等に係る出納事務が適正に行われぬリスク (3) 補助金等が交付対象事業に適切に充当されないリスク	ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。 ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が交付対象事業以外に流用されていないか。 エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正

		<p>か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。</p> <p>オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。</p> <p>カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。</p> <p>キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</p> <p>ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。</p>
所管課	<p>(1) 補助金等の交付目的が達成できないリスク</p> <p>(2) 補助金等の交付決定、算定及び支出が適正に行われていないリスク</p>	<p>ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか。</p> <p>イ 補助金等の交付目的及び交付対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。</p> <p>ウ 補助金等に関する条件の内容は明確か。</p> <p>エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。</p> <p>オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等によりなされているか。</p> <p>カ 対象団体への指導監督は適切に行われているか。</p> <p>キ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。</p>

### 3 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。なお、実施に当たっては、公認会計士の専門的知見を活用した。

#### (1) 書面調査

必要書類が作成され、適切に記載されているか、関係書面等の調査を実施した。

#### (2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) 現地調査

現金の管理状況等について、現地調査を実施した。

(4) ヒアリング

産業振興財団の事務局長及び産業支援・雇用対策課長に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

### 第3 出資団体監査

#### 1 監査の対象及び出資状況

産業振興財団及び産業支援・雇用対策課

本市の出資状況 出捐金 80,000,000円(出資比率40%)

#### 2 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

区分	リスク	主な着眼点
対象団体	(1) 設立目的が達成できないリスク (2) 出納その他の事務が適正に行われないリスク (3) 決算諸表が適正に作成されないリスク (4) 経営成績及び財政状態が良好でないリスク	ア 設立目的(出資目的)に沿った事業運営が行われているか。 イ 定款、経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。 ウ 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。 エ 会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。 オ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制は適切か。 カ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。 キ 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。 ク 経営成績及び財政状態は良好か。 ケ 収益率、財務比率は良好か。ま

		<p>た、人件費の内容、金額は事業規模に比し適切か。</p> <p>コ 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。</p>
所管課	<p>(1) 出資団体の経営成績及び財政状態が把握されないリスク</p> <p>(2) 出資による権利の行使が適切に行われないリスク</p>	<p>ア 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。</p> <p>イ 出資による権利は市有財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。</p> <p>ウ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。</p>

### 3 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。なお、実施に当たっては、公認会計士の専門的知見を活用した。

#### (1) 書面調査

必要書類が作成され、適切に記載されているか、関係書面等の調査を実施した。

#### (2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

#### (3) 現地調査

現金の管理状況等について、現地調査を実施した。

#### (4) ヒアリング

産業振興財団の事務局長及び産業支援・雇用対策課長に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

## 第4 公の施設の指定管理者監査

### 1 監査の対象及び指定管理料の状況

#### (1) 産業振興財団及び産業支援・雇用対策課

指定管理料の状況(令和6年度)

相模原市立産業会館 72,940,310円

(2) 藤野やまなみ温泉運営共同事業体及び緑区役所区政策課

指定管理料の状況(令和6年度)

やまなみ温泉 1, 514, 000円

## 2 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

区分	リスク	主な着眼点
対象団体	(1) 施設の設置目的を達成できないリスク (2) 指定管理業務に係る出納が適正に行われないリスク (3) 協定書に規定された業務が適切に行われないリスク	ア 施設は関係法令(条例等を含む。)の定めるところにより適切に管理されているか。 イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。 (ア) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。 (イ) 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。 (ウ) 事業報告書の提出は期限内になされているか。 (エ) 経費節減は図られているか。 ウ 利用料金制を採用しており、かつ、指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。 エ 利用促進のための努力はなされているか。 オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。 カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。 キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
所管課	(1) 指定手続が適正に行われないリス	ア 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

	<p>ク  (2) 指定管理者に対する指導が適切に行われないリスク</p> <p>ク  (3) 指定管理料の支出が適正に行われないリスク</p>	<p>イ 管理に関する協定の締結は、適正に行われているか。</p> <p>ウ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。</p> <p>エ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。</p> <p>オ 事業報告書の点検は適切になされているか。</p> <p>カ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。</p> <p>キ 指定管理業務の点検・指導やモニタリングの在り方について、検討を行っているか。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 3 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。なお、実施に当たっては、公認会計士の専門的知見を活用した。

#### (1) 書面調査

必要書類が作成され、適切に記載されているか、関係書面等の調査を実施した。

#### (2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

#### (3) 現地調査

現金等の管理状況、市所有備品の管理等について、現地調査を実施した。

#### (4) ヒアリング

産業会館館長及び産業支援・雇用対策課長並びにやまなみ温泉支配人及び緑区役所区政策課長に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

## 第5 監査の結果

第1から第4までのとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財

政的援助等の目的に沿って行われていると認められた。ただし、当該事務の一部に次のとおり是正又は改善を要する事項等が見られた。

## 1 財政援助団体監査

### 注意事項

#### 産業支援・雇用対策課

相模原市産業振興財団運営費補助金の補助事業等実績報告書を確認したところ、収支決算書ではなく、支出のみが記載された補助金精算書が添付されていた。

補助金の実績報告に係る書類の審査については、額の確定に誤りがなかったことを確認したが、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「補助金規則」という。)第14条において補助事業等実績報告書に収支決算書を添付し提出しなければならないとされていることから、支出のみならず補助事業の実施により生じた収入も報告を受けて、補助金規則第15条の審査等を行う必要がある。

今後は、その事務の重要性を再認識し、関係書類を精査、確認するとともに、事務処理方法や確認体制を見直すなど、適切に事務を執行されたい。

## 2 公の施設の指定管理者監査

### (1) 産業振興財団

#### 注意事項

収支決算書における雑費の内訳を確認したところ、附属器具等利用料金の未徴収額を雑損失として計上しており、経緯を確認したところ、料金を徴収していないにもかかわらず、領収書を発行していた。

当該事案は、利用者に一度も請求を行うことなく雑損失として処理していたが、公の施設の利用者に対する公平性の観点から、把握した時点で請求を行う必要があった。

相模原市立産業会館条例(平成4年相模原市条例第22号)第7条により、利用料金は指定管理者の収入とされているため、当該事案の処理により直接的に市に損害を与えたものではないが、今後は、利用料徴収に係る事務の適正化及び未徴収防止策を徹底されたい。

### (2) 藤野やまなみ温泉運営共同事業体

## ア 指摘事項

令和6年度の藤野やまなみ温泉収支報告書(以下「収支報告書」という。)を確認したところ、次のような事例が見られた。

(ア) 食堂等の自主事業に係る売上原価について、商品仕入は自主事業に計上される一方で、期首棚卸額と期末棚卸高が指定管理業務に計上されていたほか、当該運営共同事業体の代表団体である株式会社牧野地域振興協議会(以下「代表団体」という。)の支出である構成団体への分配金が支払手数料として売上原価に含まれていた。

(イ) 指定管理業務の雑費として、代表団体が借り入れている長期借入金の返済利息が計上されていた。

地方自治法第244条の2第7項は、「指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない」と規定し、相模原市指定管理者の指定の手続等に関する規則(平成17年相模原市規則第55号。以下「手続規則」という。)第11条第2項は、事業報告書に「業務に係る経費の収支状況」を記載すると規定している。このため、収支報告書は相模原市立藤野やまなみ温泉の管理に関する協定書(以下「協定書」という。)等で規定された業務に係る経費の収支状況を報告するものであるが、当該収支報告書は、本来含めるべきでない代表団体固有の経費を計上しているなど、収支状況を把握することができない内容となっており、適正な事務処理を行っていたとは言い難い。

当該事案は直接的に市に損害を与えたものではないが、今後は、適正な収支状況の報告を徹底されたい。

## イ 注意事項

(ア) 自主事業の実施に関する支出について、収支報告書、総勘定元帳及びその他の書面等を確認したところ、施設内のスペースを活用して食堂事業等を行っているにもかかわらず、電気代、水道代及び下水道代の全額を指定管理業務の支出として計上していたほか、特定利用者に対する割引相当額を指定管理業務の広告宣伝費として計上していた。

協定書第26条は、「指定管理者は、指定管理料及び利用料金を管理

業務の経費に充てる」と規定していることから、自主事業の実施に関する経費に指定管理料等を充てることは適切ではない。

今後は、業務の区分に基づいた適切な経費計上を徹底されたい。

(イ) 予算に対する決算額を確認したところ、賃借料や減価償却費等について、予算額と決算額が大きくかい離している科目が多数あった。

協定書第6条第2項では「収支予算書を変更しようとするときは、市と指定管理者の協議により決定する」としており、相模原市指定管理者制度運用ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)では、「各予算費目について、業務の変更等の要因により概ね10%以上増減が生じた場合は、原則として、収支予算書の変更を行うことが望ましい」とされている。毎年度固定費を計上する賃借料や減価償却費等の性質上、支出予定額はある程度予測できるものであり、予算額と決算額がかい離していることは適切ではない。

今後は、協定書等の内容を十分に確認するとともに、必要に応じて協議を行うなど、適切に事務を執行されたい。

(ウ) 自主事業の実施について確認したところ、指定管理者年間事業計画書(以下「事業計画書」という。)に記載のないイベントへの協賛金や相模原市サイクルツーリズム推進事業補助金の申請及び受領について、事前に市の承認を得ていなかった。

協定書第7条は、自主事業の実施において「指定管理者は、事前に市の承認を得なければならない」と規定している。

今後は、協定書に基づき市への適時かつ適切な協議・報告を徹底されたい。

(エ) 事業報告書に記載の委託業務を確認したところ、温泉水等除菌システム点検の委託先が事業計画書に記載の事業者から変更となっていたが、市の承認を得ていなかった。

協定書第11条第3項は、「指定管理者が第三者に委託しようとするときは、指定管理者は、あらかじめ書面により市の承認を得なければならない」と規定しており、ガイドラインは、「第三者委託の承認については、第三者委託の妥当性を確認するとともに、実際の業務を行うものが誰なのかを管理・監督する意図も含まれる」と規定していることか

ら、一度承認を受けた事業者から委託先を変更する際は、市から承認を得る必要がある。

今後は、協定書等の内容を十分に確認するとともに、市への適時かつ適切な協議・報告を徹底されたい。

### (3) 緑区役所区政策課

#### ア 指摘事項

指定管理者から提出された収支報告書は、本来含めるべきでない代表団体固有の経費が計上されていたことなどにより、施設の管理業務に係る経費の収支の実態を把握することができない内容であったにもかかわらず、市はそのまま受領していた。

地方自治法第244条の2第10項は、「普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる」と規定しており、協定書第19条は、「管理業務の適正かつ確実な実施を期するため必要があると認めるときは、帳簿等及び管理業務に関する文書等その他の記録の提出を求め、検査し、又は実地調査をすることができる」と規定している。

市は、施設の設置者としてその設置目的を効果的に達成するため、協定書等に基づく管理業務が適正に行われているか点検・調査し、必要な指示を行うべき立場にある。

今後は、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況の適正な報告を求めるとともに、指定管理者に対し根拠資料等の提出を求め、指導するなど、指定管理業務の適正性の確保に努められたい。

#### イ 注意事項

事業報告書の内容を確認したところ、施設点検及び利用者アンケートについて、実施結果等を把握できるような記載はなかった。また、協定書第18条第1項の規定に基づき指定管理者が市に提出した報告書(以下「月次報告書」という。)の内容を確認したところ、当月の入館者数や収入金額が記載されているのみで、事業の実施状況や施設の管理状況等を把握できるような記載はなかった。

手続規則第11条第2項は、事業報告書に「業務の実施状況及び施設の利用状況」や「その他管理の実態を把握するために必要な事項」を記載するものとしており、協定書第18条第1項は、月次報告書に「当月分の管理業務の実施状況」を記載するものとしている。また、ガイドラインは、事業報告書及び月次報告書の具体的な内容として、事業の実施状況や施設の点検結果、利用者アンケートの実施結果等を報告する必要があるとしている。

今後は、協定書等の内容を十分に確認するとともに、関係書類の記載内容や管理状況の確認方法を見直すなど、適切に事務を執行されたい。

## 別紙

### 対象団体の概要

#### 1 産業振興財団

##### (1) 所在地

相模原市中央区中央3丁目12番3号

相模原商工会館 本館4階

##### (2) 沿革

平成4年8月21日 財団法人として設立

平成24年4月1日 公益財団法人に移行

##### (3) 設立目的(定款第3条)

相模原市及び周辺地域における産業の振興を図るため、経営の安定と発展、産業人材の確保と育成、国際化や情報化の促進等の事業を行い、もって地域経済の発展に寄与することを目的とする。

##### (4) 事業内容(定款第4条)

ア 中小企業の経営の安定と発展に向けた事業

イ 産業人材の確保・育成事業

ウ 国際化の促進や情報の収集発信に関する事業

エ 創業及び新事業創出の支援に関する事業

オ 地域経済の振興に関する事業

カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

##### (5) 基本財産(令和7年4月1日現在)

200,000,000円(40%市が出資)

##### (6) 財政援助及び指定管理料の状況(令和6年度)

ア 財政援助(令和6年度)

相模原市産業振興財団運営費補助金 70,358,000円

イ 指定管理料(令和6年度)

相模原市立産業会館 72,940,310円

##### (7) 決算の状況

令和6年度の決算の状況は、次のとおりである。

表1 貸借対照表(令和7年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
流動資産	55,653,649	流動負債	23,674,537
固定資産	217,129,067	固定負債	2,973,626
基本財産	200,000,000	負債合計	26,648,163
特定資産	16,692,626	正味財産の部	
その他固定資産	436,441	指定正味財産	200,719,000
		(うち基本財産への充当額)	(200,000,000)
		(うち特定資産への充当額)	(719,000)
		一般正味財産	45,415,553
		正味財産合計	246,134,553
資産合計	272,782,716	負債及び正味財産合計	272,782,716

(産業振興財団が作成した貸借対照表より監査委員の事務局作成)

表2 正味財産増減計算書(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益(※)	165,347,551	12,747,737	12,436,228	190,330,221
(2) 経常費用(※)	163,591,922	12,544,610	16,591,981	192,527,218
①事業費(※)	163,591,922	12,544,610	0	175,951,367
②管理費(※)	0	0	16,591,981	16,575,851
当期経常増減額	1,755,629	203,127	△4,155,753	△2,196,997
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	1,755,629	203,127	△4,155,753	△2,196,997

法人税、住民税及び事業税	0	0	20,000	20,000
当期一般正味財産増減額	1,755,629	203,127	△4,175,753	△2,216,997
一般正味財産期首残高	5,674,232	3,360,846	38,597,472	47,632,550
一般正味財産期末残高	7,429,861	3,563,973	34,421,719	45,415,553
<b>II 指定正味財産増減の部</b>				
基本財産受取利息	0	0	640,548	640,548
一般正味財産への振替額	0	0	△640,548	△640,548
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	719,000	0	200,000,000	200,719,000
指定正味財産期末残高	719,000	0	200,000,000	200,719,000
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>8,148,861</b>	<b>3,563,973</b>	<b>234,421,719</b>	<b>246,134,553</b>

(産業振興財団が作成した正味財産増減計算書内訳表より監査委員の事務局作成)

※ 合計には内部取引等消去(経常収益計△201,295、経常費用計△201,295、事業費計△185,165、管理費計△16,130)を含むため、各項目の和と合計は一致しない。

## 2 藤野やまなみ温泉運営共同事業体

### (1) 代表団体

株式会社牧野地域振興協議会

神奈川県相模原市緑区牧野4231番地5

### (2) 事業所の所在地

神奈川県相模原市緑区牧野4231番地5

株式会社牧野地域振興協議会

### (3) 構成団体

ア 株式会社牧野地域振興協議会

#### (ア) 所在地

神奈川県相模原市緑区牧野4231番地5

#### (イ) 資本金

6,000千円

#### (ウ) 設立

平成18年9月15日

#### (エ) 主な事業

やまなみ温泉の管理運営に関する事業等

イ 公益財団法人相模原市まち・みどり公社

(ア) 所在地

相模原市中央区富士見6丁目6番23号

(イ) 基本財産

206,578千円(市の出資97.8%)

(ウ) 設立

昭和37年6月14日

(エ) 主な事業

都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業等

### 3 対象施設の収支状況

#### (1) 相模原市立産業会館(産業振興財団)

相模原市立産業会館の管理に関する協定書第18条第2項の規定に基づき市に提出された、令和6年度事業報告書に記載された相模原市立産業会館における管理業務に係る経費の収支状況は、次表のとおりである。

表 収支決算書

#### 【収入の部】(単位:円)

科目	決算額	予算額	比較増減
1. 指定管理料収入	72,940,310	72,950,000	△9,690
2. 利用料金収入	23,351,728	22,841,000	510,728
3. 事業収入	258,127	400,000	△141,873
4. 雑収入	1,206,704	855,000	351,704
収入合計	97,756,869	97,046,000	710,869

#### 【支出の部】(単位:円)

科目	決算額	予算額	比較増減
1. 事業実施費	380,899	145,000	235,899
消耗品費	265,423	15,000	250,423

	水道光熱費	115,476	130,000	△14,524
2. 人件費		21,271,021	21,064,000	207,021
	給料手当	6,764,072	6,557,000	207,072
	臨時雇賃金	12,022,935	12,214,000	△191,065
	福利厚生費	1,576,474	1,593,000	△16,526
	通勤費	907,540	700,000	207,540
3. 物件費		73,049,213	75,752,000	△2,702,787
	旅費交通費	566	5,000	△4,434
	通信運搬費	640,462	635,000	5,462
	消耗品費	1,099,394	895,000	204,394
	備品費	346,370	250,000	96,370
	修繕費	4,450,310	4,460,000	△9,690
	印刷製本費	201,870	300,000	△98,130
	水道光熱費	15,977,983	18,437,000	△2,459,017
	支払手数料	83,875	92,000	△8,125
	保険料	5,000	5,000	0
	賃借料	566,940	591,000	△24,060
	租税公課	2,319,200	2,152,000	167,200
	委託費	47,334,263	47,894,000	△559,737
	雑費	22,980	36,000	△13,020
本社管理経費		600,000	600,000	0
	支出合計	95,301,133	97,561,000	△2,259,867

(指定管理者が作成した収支決算書より監査委員の事務局作成)

(2) やまなみ温泉(藤野やまなみ温泉運営共同事業体)

協定書第19条第2項の規定に基づき市に提出された令和6年度の事業報告書に記載されたやまなみ温泉における管理業務に係る経費の収支状況は、次表のとおりである。

表 収支報告書

【指定管理業務】

(単位：円)

科 目		予算額	決算額	予算・決算差額
歳入	入館料	49,830,000	47,389,515	△2,440,485
	回数券	8,300,000	8,116,798	△183,202
	共済券	2,300,000	2,838,950	538,950
	特別室	400,000	312,000	△88,000
	広告割引入館料	1,800,000	213,745	△1,586,255
	利用料金合計	62,630,000	58,871,008	△3,758,992
	指定管理料	1,514,000	1,514,000	0
	収入合計	64,144,000	60,385,008	△3,758,992
純売上高合計		64,144,000	60,385,008	△3,758,992
売上原価	期首棚卸額	1,000,000	818,069	△181,931
	支払手数料	375,000	351,984	△23,016
	期末棚卸高	1,000,000	1,449,975	449,975
	売上原価合計	375,000	△279,922	△654,922
売上総利益		63,769,000	60,664,930	△3,104,070
販売費及び一般管理費合計		63,629,000	77,552,745	13,923,745
営業損益		140,000	△16,887,815	△17,027,815
営業外収益	受取利息	1,000	10,400	9,400
	受取配当金	0	600	600
	雑収入	99,000	288,915	189,915
	営業外収益合計	100,000	299,915	199,915
営業外費用	雑損失	10,000	0	△10,000
経常損益		230,000	△16,587,900	△16,817,900
特別損失	退職慰労金	50,000	0	△50,000
税引前当期純損益		180,000	△16,587,900	△16,767,900
法人税、住民税及び事業税		70,000	70,000	0
配当金		60,000	0	△60,000
当期純損益		50,000	△16,657,900	△16,707,900

## 【販売費及び一般管理費】

(単位：円)

科 目		予算額	決算額	予算・決算差額
役員報酬		10,000,000	9,120,000	△880,000
給料手当		19,929,000	24,411,140	4,482,140
賞与		600,000	187,000	△413,000
退職金		30,000	0	△30,000
雑給		100,000	0	△100,000
法定福利費		1,240,000	1,456,732	216,732
広告宣伝費		868,000	1,007,417	139,417
福利厚生費		480,000	425,947	△54,053
減価償却費		300,000	1,507,444	1,207,444
賃借料		300,000	1,171,170	871,170
修繕費		450,000	528,000	78,000
事務用品具		150,000	188,367	38,367
消耗品費	備品購入費	100,000	0	△100,000
	施設消耗品	1,550,000	3,264,326	1,714,326
水道光熱費	燃料代	7,800,000	12,872,587	5,072,587
	電気代	6,930,000	10,379,902	3,449,902
	ガス代	0	0	0
	水道代	20,000	12,576	△7,424
	下水道代	350,000	260,843	△89,157
旅費交通費		720,000	748,200	28,200
租税公課		4,000,000	2,644,765	△1,355,235
交際接待費		0	0	0
保険料		300,000	267,190	△32,810
通信費		1,100,000	535,019	△564,981
諸会費		120,000	208,250	88,250
車両関係費		200,000	124,471	△75,529
新聞図書費		100,000	87,610	△12,390
地代家賃		100,000	100,000	0

顧問料	950,000	1,023,553	73,553
会議費	10,000	0	△10,000
保守費	1,850,000	1,534,568	△315,432
清掃費	2,000,000	2,390,275	390,275
寄付金	300,000	74,228	△225,772
雑費	682,000	1,021,165	339,165
販売費及び一般管理費合計	63,629,000	77,552,745	13,923,745

【自主事業】

(単位：円)

科 目		予算額	決算額	予算・決算差額
収入	タオル等販売	1,200,000	2,309,400	1,109,400
	自販機売上	1,300,000	1,104,900	△195,100
	特産物等販売	1,500,000	3,285,672	1,785,672
	販売手数料	1,000,000	4,703,638	3,703,638
	食堂売上	28,482,000	41,541,660	13,059,660
	その他	100,000	93,980	△6,020
	自主事業収入合計	33,582,000	53,039,250	19,457,250

科 目	予算額	決算額	予算・決算差額
給料手当	13,290,000	17,703,231	4,413,231
賞与	400,000	100,000	△300,000
退職金	20,000	0	△20,000
雑給	0	0	0
法定福利費	190,000	202,702	12,702
広告宣伝費	132,000	0	△132,000
福利厚生費	320,000	93,996	△226,004
減価償却費	100,000	331,023	231,023
賃借料	500,000	561,348	61,348
修繕費	50,000	297,000	247,000
事務用品具	0	750	750

商品仕入		16,000,000	20,352,853	4,352,853
消耗品費	備品購入費	0	184,180	184,180
	施設消耗品	200,000	567,139	367,139
	電気代	0	0	0
	ガス代	1,200,000	798,050	△401,950
	水道代	0	0	0
	下水道代	0	0	0
旅費交通費		480,000	499,000	19,000
租税公課		0	2,383,054	2,383,054
通信費		0	136,553	136,553
地代家賃		500,000	682,528	182,528
保守費		200,000	26,400	△173,600
清掃費		0	107,762	107,762
販売費及び一般管理費合計		33,582,000	45,027,569	11,445,569

指定管理収支			△16,657,900	
自主事業収支		0	8,011,681	8,011,681
協議会管理経費		50,000	0	△50,000
総合計収支		0	△8,646,219	△8,646,219

(指定管理者が作成した収支報告書より監査委員の事務局作成)